

平成29年8月23日 第16回議会改革推進特別委員会会議録

1 招集の日時 平成29年8月23日（水）午前10時

1 招集の場所 遠野市民センター第1会議室

1 協議事項

- (1) 遠野市議会例規等の改正内容の確認
- (2) 議会改革行動計画の今後の進め方
- (3) 遠野市議会議員研修会の開催について
- (4) 早稲田大学マニフェスト研究所の合同研修への参加

1 開会日時 平成29年8月23日（水）午前10時

1 出席委員

委員長	荒川栄悦君	副委員長	浅沼幸雄君
委員	小林立栄君	委員	菊池美也君
委員	萩野幸弘君	委員	菊池由紀夫君
委員	佐々木大三郎君	委員	細川幸男君（遅参）

1 欠席委員

なし

1 事務局職員出席者

事務局長 村上猛君 次長 佐藤邦昭君

午前10時2分開会

○副委員長（開会）

○委員長 日が差してきたので少しは（天候も）良くなるかと思うのですが、我々の委員会も停滞気味なので、スピードアップしてまいりたいと思います。

協議に先立って報告ですが、議長から、特別委員会の報告時期を6月から3月に前倒ししてくれないかとの要請で、報酬と定数も含めて3月に基本的な方針を示してほしいとのこと。この事もその他で議論したいと思う。

協議内容の説明を。

○次長 例規の改正について、この間議論し、先週の議会運営委員会で一応の了承を得られたものをご確認いただき、今後施行に向けて進めていきたい。まず傍聴規則について。

○萩野委員 第3条の（様式第1号）が追加であればアンダーラインを。傍聴証の様式に「傍聴証」の表記を。

○美也委員 第9条の撮影、録音の禁止で、傍聴席の記者は写真を撮るのだろうか。

○次長 これまでも新聞記者、遠野広報の職員が写真撮影をする場合、議長に報告して許可をし

ていただいている。書類を取り立てて作成しているわけではない。

- 由紀夫委員 第7条2項の児童及び乳幼児は傍聴できないという規定は、他の議会でも一般的にこうなのか。
- 次長 標準市議会規則から準用しているので一般的な規定。一步進んで託児室を設けている議会はある。現状は傍聴席内に入ることは、泣き声等を配慮して禁止。もし求めがあれば、定員以上、障がい者にも配慮し、会議室で遠野テレビの中継画像を見ていただくことも考えられる。
- 由紀夫委員 議場が市街地に移り、傍聴を希望する方の増えることを想定し、何らかの規程なり対策が必要と考える。
- 委員長 児童と言えば小学生だが、小学生の議場見学とかへの対応はどうなるのか。
- 次長 議長が特に許可した場合は可能になる。
- 萩野委員 視察で見学した議会で、傍聴者の禁止事項が掲げられていた。そういったものが欲しい。(そのようにする)
- 萩野委員 学校の見学などもあると思うので、厳格な場所であることを伝えるためにも、立派なパネルで作ってほしい。その方が親切。
議場と傍聴席が近すぎる。粗暴なふるまいは出来ない事の注意喚起にもなる。
- 委員長 その対策は必要だと思う。何らかの仕切りも必要。議会として検討が必要。
- 由紀夫委員 どこかの議場の見学の際、傍聴希望者ごとに記入する個票があつて、そこには注意事項も記載されている。(参考にします)
- 小林委員 児童及び乳幼児の事項は広報で周知してほしい。第13条の上のカッコ書きはどうなるのか。
- 次長 (合理的な配慮を必要とする者への対応)を加えます。
- 佐々木委員 相当の傍聴人が想定されるが、第7条は事務局職員が確認し、第8条は議長において議場内を整理すると考えてよろしいか。(はい)
- 委員長 特になければこの内容でよろしい。次に議員間討議実施要綱。
- 次長 議員間討議に至るシナリオを作成してみた。
- 小林委員 議運の後に振り返って、議長から議員間討議への移行を全体に諮り、賛成が少なければ実施しないのだな、ということを確認していた。このシナリオだと異議なしの前提だが。
- 萩野委員 実際には暫時休憩をして、議員間討議を行うかどうかの感触を見るのではないのか。そこで議員間討議をする確認しをして、再開して議員間討議を行うことを諮るべき。
- 副委員長 暫時休憩でコンセンサスが図られなければ、再開して質疑応答を続行する。
- 委員長 その場の議長、委員長の判断で暫時休憩し、議員間討議が必要かどうか諮るのが想定される。
- 副委員長 議員間討議後の議長の議論をまとめるのは、あまり詳しくは必要ないのでは。また、各議員の賛同を得ようとするのは質疑の後の討議であつて、議員間討議では必要ない。要綱においても、第2条に議員間の理解という記載がある。その整理をするように。
- 委員長 議員間討議を終結してからの部分は議長、委員長の判断で、無理にまとめようとする必要はない。シナリオとして示す必要もない。参考までのシナリオであること、最終的には委員長判断であることを周知しよう。
- 萩野委員 議長の論点整理の前半はあくまで参考として、後半の「各議員から」以降は除く。
- 美也委員 採決は起立採決になるのか。

- 次長 議場ではボタンによる採決も取り入れられるが、委員会では起立になる。
- 副委員長 進行の細部は議運で協議してもらおう。
- 由紀夫委員 委員会において、議長も構成員として発言を可能にするべきではないか。
- 副委員長 現状の委員会条例を変えることになるが、そうした場合、最終的な判断に議長が関わっていると、本会議の採決に影響する。なぜ議長が特別委員会に加わっていないのかと言えば、最終判断をする立場だから。
- 由紀夫委員 合併前の宮守村議会では例があったと聞くが。
- 副委員長 本会議で、議長を交替して議長が発言した例はある。その場合はその議案の採決まで議長に戻れない。委員会での例はない。全体をまとめる議長が委員会の議論に加わってしまうと、最終的に誰がまとめるのかとなってしまう。
- 次長 賛否の分かれる重要な議論の場面でなく、新田議長としても委員会で質疑がしたいという希望は伺っている。
- 副委員長 考えられる場面は、委員会中の暫時休憩の場面で、委員長が認めれば議長も発言できると思う。微妙な問題の場合は避けるべき。
- 由紀夫委員 委員会条例を改正してまでとは考えない。
- 委員長 必要な場合は誰かが変わって質疑するとかで、この件は以上にします。倫理規程。
- 次長 議運の意見を受けて、第4条の各号の末尾は分かり易くあらためた。
- 委員長 これについて、なければ了承しましょう。行動計画の見直しを。
- 次長 ICTは仕切り直し。会期は12月定例会から見直し、3月定例会に向けて検証する。市民との懇談会は実施済みで、今後ワークショップの研修。基本条例の改正は今後の課題。常任委員会、議会図書室は進んでいる。定数、報酬はこれから検討を具体化。3月に取りまとめ。
- 委員長 ICTとタブレットは、特別委員会として沙汰やみにはできない。進める方向で当局に説明する必要がある。
- 副委員長 他市議会の視察を検討していたが。
- 次長 北上市議会は12月定例会以降に運用が本格化。久慈とは求めている方向が異なる。
- 副委員長 それでも久慈も参考になるのではないか。実際の運用状況を見たい。
- 萩野委員 当局がその気になっていないと進まない。議会はコンセンサスが出来ているので、何を導入して、その予算をどうするのかで、当局次第の状況。予算要求をすることとして、新年度以降に合同の検討する場を設けてはどうか。その結論をもって特別委は終える。
- 委員長 北上市議会の導入に至った経過を研修したい。当局に納得してもらえる資料に。
- 副委員長 当局でも5年を目途としている以上、検討を具体化するタイミングではある。検討の場を設ける提案は良い。
- 佐々木委員 このようなことの進め方は、当事者の意思を確認しているので、導入する方向で当局に臨まなければならない。市長は、特別委員会での検討結果を受けて当局も検討すると言っている。
- 委員長 理論武装のための材料が必要。当局は現実に乗ってきていないが、前に進める。
- 佐々木委員 仕切り直しではなく、実現に向けて進めるべき。
- 小林委員 市長に要望を文書化して提出するべきではないか。改革する方向を正式に示すべき時期。
- 副委員長 タブレットに関しては、これまでの積み重ねを進めると同時に、どこかにまとめを

作らなければならないので、当局と議会が一緒になって検討する組織を作るべき、という結論。

- 委員長 これまで口頭では求めてきたが、導入すべきという結論をもって当局に伝えよう。9月定例会以降に申し入れをすることと、研修の段取りをしましょう。残る事項について。
- 副委員長 4番の議会基本条例について、特別委員会か常任委員会かはあるにしても、改選後もその組織で引き続き取り組んでいくが、引き続き活動するのであれば常任委員会にするべきだと思う。3常任委員会では、一人は一つのみの所属で、議運、広聴広報に議会改革を加え、そこでも一つのみの所属とするといったルールを設ければいいのではないか。委員会条例の改正をして、改選後に実行するようにすべき。
- 委員長 今の時点で道筋をつけておくということですが、いかがでしょう。
- 小林委員 委員会条例の改正はなぜ必要なのか。
- 次長 第22条の第1項には、議会改革を進める組織が明記されていないので、そこに具体的に委員会を位置付けるのであれば、継続して活動する組織として常任委員会が相応しい。その場合には委員会条例の改正が必要になる。
- 副委員長 検証する役割は議会運営委員会であることには変わらない。
- 次長 その検証も、時期、回数等を明確にしていけないので、改正すべきではないかと考える。このことは議会運営委員会にも諮っている。
- 委員長 議会改革常任委員会が検証もしても良いのではないか。
- 副委員長 推進する組織が自らの活動を検証するのは相応しくない。
- 美也委員 議会全体で取り組んでいることを、議会内ではなく、第三者の市民に検証していただくべきではないのか。
- 副委員長 議運の検証に加えて、市民による検証の機会を設ける事は出来る。
- 美也委員 議会内部の組織である議運が、自らの事を検証するのもおかしい。
- 副委員長 市民の知見を活かして検証することも、議運で検討してもらえばいい。本来は議運で改革の推進も担う想定だったが、そこまで手が回らないというので特別委員会が出来た。その流れを受けて継続して設置するならば常任委員会化すべき。議会運営委員会あくまで議会運営の内容を決定する組織。検証の方法は議運の中でいろいろ検討してもらっていい。
- 小林委員 議会基本条例の見直しを検討しているのであって、基本条例には常任委員会の設置は具体的に示されていない。第22条の第1項はそのままに、委員会条例の改正はその後に段階的に行えばいい。
- 副委員長 第22条の第1項は、議会を主語として、継続して取り組みことを謳っていて、これには変わりがない。別な条例である委員会条例は、その為の組織を改めて設ける場合改正する。基本条例に細かい事項を盛り込んでいく必要はない。
- 委員長 あえて基本条例には触れないで、委員会条例だけを直して、次の任期からは常任委員会にするということによろしいか。
- 次長 委員会の設置のほかに、検証の時期、公表の有無も22条で具体化しようとしていたのだが。
- 副委員長 基本条例にあまり具体的な数字等は盛り込まずに、規則等で補完してはどうか。
- 委員長 具体的にしないといけないという事は了解が得られている。
- 副委員長 基本条例に具体的に表現するのではなく、施行規則に盛り込むことではどうなのか。
- 佐々木委員 常任委員会化が必要だと思うし、検証して公表することの必要性があり、これを

- どこに明示していくかは法務担当で確認してもらった方が良いでしょう。
- 由紀夫委員 第22条を修正して具体的に示していこう。
 - 委員長 前回の委員会ではそれでいいのではという結論になって、常任委員会を位置付けるには第22条に明記しなくてもできるという意見もあったわけだが。
 - 小林委員 検証と公表は加えた方が良いでしょう。常任委員会に関しては、委員会条例の改正だけで事足りるのではないかと。
 - 委員長 議会改革の常任委員会を基本条例に謳うと、他の常任委員会についても加える必要があるのでは、委員会条例の改正のみでいいのではないかと。
 - 副委員長 基本条例に常任委員会の設置を盛り込めば、必ず設置しなければなくなる。しかし、議会改革の常任委員会は重みが違うとすれば改正をしてもいいのではと思う。
 - 委員長 では、第22条を改正して組織の明記、定期的検証の位置づけを盛り込む。
 - 萩野委員 第1項には常任委員会を明記する。第2項に年1回検証し公表する。第4項の全議員による研修はどうするのか。
 - 委員長 全議員が研修を受けるべきで、必要な部分を盛り込む。
 - 次長 前回の議論では、基本条例を検討する過程で、当然として研修は全議員を対象に行うものと理解しているということだったので、条文は変えないで研修は全議員を対象とする。
 - 副委員長 議員定数と報酬については、現時点での全議員の考えを聞いてみた方が良いでしょう。その意見を踏まえての動きであるべき。この場の議論だけでなく。
 - 委員長 定数については3通りの意見が出ると思う。
 - 副委員長 その結果を受けてこの委員会で議論した方が良いでしょう。そうでないと、根拠が不明確で、それぞれの思いしかない。
 - 由紀夫委員 あわせて、これまでの懇談会で出された、定数と報酬に対する意見もあるので、それも合わせて検討するべき。
 - 委員長 全協なりで意見を聞くとなると、時間が必要になるが。
 - 由紀夫委員 無記名のアンケートで、詳細な選択肢にすれば、おもしろい結果になる。
 - 委員長 ではそのようにやってみましょう。
 - 萩野委員 アンケートの結果は、議論の参考にすることによってよろしいか。多数決には寄らずに、委員会としての結論を得るたたき台。
 - 委員長 この行動計画の内容の確認は以上で、10月6日の研修について、これによろしいか。市民ニーズの把握の仕方をテーマにする。11月17日の合同研修会にはICTを個別テーマにして参加する。議運でも確認していただいている。
 - 副委員長 10名の顔ぶれは。
 - 次長 今のところ、改革委員会と議運のメンバーから目安としての10人。旅費とは別に参加費の10万8千円は参加する議員から政務活動費で拠出してもらおう。
 - 副委員長 基本的に全議員に呼びかけて参加者を募ろう。
 - 委員長 その他に協議する事項が無ければ。
 - 副委員長 以上で本日の委員会を終わります。

閉会12時10分